

2017年8月 - 9月

お得意様各位

共和薬品工業株式会社

## 「経過措置品目」のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品に格別なるお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記製品につきまして製造販売承認の承継に伴い、平成29年8月29日付厚生労働省告示第282号にて経過措置品目に移行し、平成30年3月31日をもって経過措置期間が満了いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

経過措置期間満了日	経過措置品目
2018年3月31日	ラタノプロスト点眼液 0.005%「アメル」

何卒ご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

今後とも弊社製品につきまして、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

### 経過措置品目一覧

2017年8月作成

2018年3月31日	パドラセン顆粒 10%
	トリガイン注 2mL
	トリガイン注 5mL
	ラタノプロスト点眼液 0.005%「アメル」

お問い合わせ先：共和薬品工業株式会社 〒532-0011 大阪市淀川区西中島 5-13-9  
営業本部 営業管理課 TEL：06-6308-3330 薬事部 TEL：06-6308-3331